

## 東日本大震災で発生した災害廃棄物等の処理業務報告

### —日建連会員企業による災害廃棄物処理業務概要—

Treatment, Disposal and Reuse of Disaster Waste after the Great East Japan Earthquake Disaster

井 手 和 雄 (いで かずお)

(一社)日本建設業連合会 復旧・復興対策特別委員会 災害廃棄物部会 部会長

#### 1. はじめに

東日本大震災で発生した災害廃棄物等の処理業務は、発生量の膨大さ、物性の複雑さ等ゆえに、多くの課題を有していた。そのため、幅広い技術・様々な経験・高いマネジメント力を有する建設業界がその総力を挙げて取組むことが期待された。岩手県・宮城県では、日建連会員企業27社が14処理区を担当し、全体の約5割の量の廃棄物処理を担った。各処理区とも、多くの課題を克服しながら処理業務を推進し、地元の皆様、地元企業、自治体や国等関係行政の方々のご指導・ご支援により、国が目標として定めた平成26年3月末に処理を完了した。

日建連会員企業による災害廃棄物処理業務の概要と、今回の経験を踏まえ今後の災害廃棄物処理に向けて整理した提言を紹介する。

#### 2. 国の方針

東日本大震災では、岩手県で約584万t、宮城県で約1870万tと膨大な量の災害廃棄物等が発生した。このような大量の災害廃棄物の処理・処分としては、過去には、関東大震災や阪神・淡路大震災の例があるが、これらの震災では海面埋立をはじめとした埋立処分が大きな役割を果たした。一方、東日本大震災では、被災地に大きな海面埋立の計画がなかったこともあって、国は震災2か月後に公表した「災害廃棄物の処理指針」(環境省、平成23年5月16日)の中で、再生利用可能な物は極力再生利用する方針を示した。また、処理の完了は平成26年3月末を目指とした。

#### 3. 日建連会員企業による処理業務の概要

業務の実施に当たっては、国や自治体の方針、地元の方々のご要望を踏まえ、早期(平成26年3月末)に処理を完了すること、再資源化を図ること、汚染・汚濁を発生させないよう安全・安心な処理を行うこと等に留意した。

主な業務内容は、一次仮置き場から二次仮置き場への搬入、二次仮置き場での破碎・選別・洗浄等の中間処理(復興資材化含む)、リサイクル・最終処分場への搬出であるが、宮城県発注業務では、中間処理の中に仮設焼却炉による可燃物の焼却を含めた内容となっており、岩手県発注業務では、既存セメント工場や既存焼却炉を最大

限利用する方針から、焼却処理業務は含まれていない。

二次仮置き場における災害廃棄物等の処理では、破碎機や選別機といった機械による作業に加え、手作業を組み合わせた丁寧な破碎・選別を実施した。

木くずは、破碎後、焼却処理のほか、一部はボード材原料として再利用された。コンクリートくずは破碎・選別後、津波堆積物は洗浄・改質後、それぞれほとんどが再生資材として活用された。また、仮設焼却炉で発生した灰のうち、放射性物質濃度や有害物質濃度が低い主灰は、セメント等の固化材を混合し、粒状の固化物として復興資材化(埋立材、盛土材等)された。

以上のような再生資材化を図ることで、約90%と非常に高いリサイクル率を達成した。

災害廃棄物処理業務では、地域経済の活性化につながる地元貢献も大きな命題であった。調達等における積極的な地元企業・商工会等との連携はもとより、被災された地元の方々を手選別等で優先的に雇用するなど、地元の雇用機会拡大が図られた。また、見学会の開催、地元イベントへの協賛・参加、地元の方々を交えた親睦会の開催等、地元の方々と心の通った交流が行われた。

#### 4. 今後への提言

将来大震災の発生が予測されている。その際に災害廃棄物処理を迅速・円滑に実施するために必要な措置として、今回の経験から主に以下のことが挙げられる。

- ・「一般廃棄物」と「産業廃棄物」の分類に加え、「災害廃棄物」を制度的に位置づける。
- ・行政間や行政と事業者間で予め災害に係る協定(広域処理協定、災害協定等)を締結しておく。
- ・迅速な契約締結(概算内訳による契約等)により着手を早くする。
- ・処理業務を実施する場所等を平常時からリストアップしておく。
- ・復興資材や再生資材の活用基準を整備しておく。

#### 5. おわりに

最後に、処理業務を進めるに当たり地元の皆様、地元企業、行政関係の方々に多大なご指導・ご支援を頂きましたことに、この誌面をお借りして深く謝意を表します。

(原稿受理 2014.9.22)